

令和2年10月30日  
経済産業省  
原産地証明書室

令和2年3月13日付でご案内した「日インド包括的経済連携協定に基づく原産地証明書の利用上の留意点」について、その後、インド財務省は本年8月21日に原産地証明に係る新たなルール「CAROTAR 2020:the Customs (Administration of Rules of Origin under the Trade Agreement) Rule 2020」の通達及びガイドラインを公表し、本年9月21日から施行されています。

（参考URL）原産地証明書室 周知文書（本年3月13日付）

[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/download/gensanchi/200313IJCEPA\\_syuchi.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/200313IJCEPA_syuchi.pdf)

インド財務省通達（No. 81/2020 - Customs (N.T.))（本年8月21日付）

<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2020/cs-nt2020/csnt81-2020revised.pdf>

インド財務省ガイドライン（F.No. 15021/18/2020 (ICD)）（本年8月21日付）

<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-circulars/cs-circulars-2020/Circular-No-38-2020.pdf;jsessionid=7254F8C06052DD1EF85BD0A873B1EB74>

本ルールにおいては、インドの輸入業者は輸入製品の原産性に関する情報の保持が求められる他、インド税関職員の求めに応じて指定のフォーム（Form-I）を10営業日以内に提出する必要があること等が規定されております。

日本政府からインド政府に対して本ルールに関する懸念事項等を伝えた結果、インド財務省は、10月8日に「CAROTAR 2020に関するQ&Aを含む説明資料」を公表し、製品の費用明細、製造工程の詳細等の事業者にとっての機密情報を求めるものではないことを明確化しました。

併せて、10月26日にJETROが同資料の仮訳資料を公表しております。

（参考URL）CAROTAR 2020に関するインド財務省の説明資料

（英文）[https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/CarotarBrochure\\_8thOct2020.pdf](https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/CarotarBrochure_8thOct2020.pdf)

（仮訳）[https://www.jetro.go.jp/view\\_interface.php?blockId=30928177](https://www.jetro.go.jp/view_interface.php?blockId=30928177)

したがって、本協定に基づく特定原産地証明書を利用される際には、上記の通達及び説明資料をご確認いただくとともに、製品の原産性に関する情報提供を輸入者から求められた場合のためにも、日頃から関連する保存書類を整理し、照会に対応できる準備をしておくことについて、引き続き御留意いただきますようお願いいたします。

なお、インド税関の運用で問題が生じている場合には、個別にインドの各税関長に申し立てるよう、インド財務省から表明されていることを申し添えます。

以上